**特 　記　 事　 項**

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１３条第１項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号）第４条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作業内容 | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　　□無 | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　　□無 | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　　□無 | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　　□無 | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　　□無 | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　　　） | その他の工事  □有　　□無 | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |

（注）該当する項目の□にチエックマークを記入する。

２．解体工事に要する費用（直接工事費） 　　 円（税抜き）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地（書き切きれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

　　　　　　　　　　　　 （直接工事費） 　　 円（税抜き）